

平成28年5月24日招集

平成28年第6回登米市教育委員会
5月定例会議議案

登米市教育委員会

平成28年第6回登米市教育委員会

5月定例会議議事日程

日 時 平成28年5月24日(火)

午後1時30分

場 所 中田庁舎2階 201会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言 (開会 午後 時 分)
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名

- 5 教育長報告
 - 日程第1 (報告第9号) 一般事務報告について
 - 日程第2 (報告第10号) 専決処分の報告について (登米市教育委員会公印規則の一部を改正する告示について)
 - 日程第3 (報告第11号) 専決処分の報告について (登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部を改正する告示について)
- 6 議 事
 - 日程第4 (議案第14号) 登米市スポーツ推進委員の委嘱について
 - 日程第5 (議案第15号) 教科書採択資料作成委員会委員の委嘱について
 - 日程第6 (議案第16号) 教科書調査委員会委員の委嘱について
- 7 次回教育委員会定例会議開催日時
平成28年6月 日 () (午 時 分)
- 8 閉会宣言 (閉会 午後 時 分)

- 9 その他
 - (1) 平成28年度登米市一般会計補正予算(第2号)の要求状況について
 - (2) 4月の生徒指導状況について
 - (3) 宮城県市町村教育委員会協議会ほか事業計画について
 - (4) その他
- 10 散 会 (散会 午後 時 分)

報告第9号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

平成28年5月24日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

報告第10号

専決処分の報告について（登米市教育委員会公印規則の一部を改正する告示について）

登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第3条第1項及び第2項の規定により、登米市教育委員会公印規則の一部を改正する告示について、下記のとおり専決処分したので報告する。

平成28年5月24日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

登米市教育委員会公印規則（平成17年登米市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条、第7条関係）

1 庁印

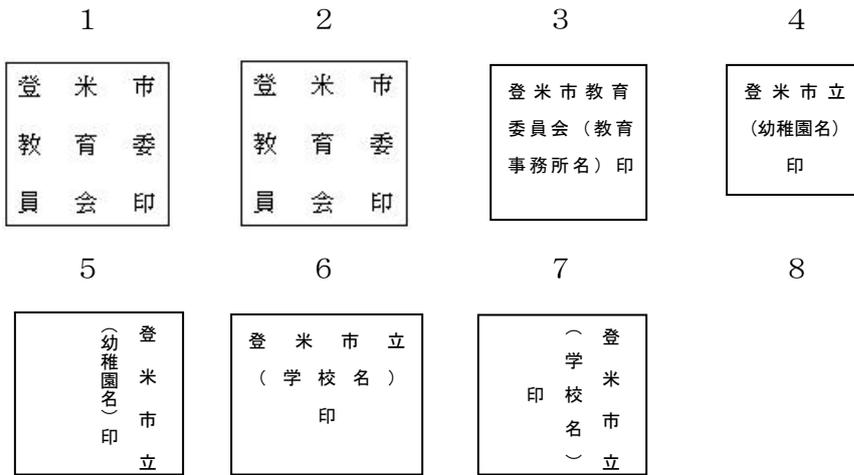
| 公印の名称 | ひな形 番号 | 書体 | 寸法 (mm) | 使用区分 | 保管者 | 個数 |
|-------------------|-----------|---------|------------|------------------|--------|----|
| 登米市教育委員会印 | 1 | 古印 体 | 方24 | 教育委員会名で発する 文書 | 教育総務課長 | 1 |
| 登米市教育委員会印 | 2 | 古印 体 | 方30 | 表彰状、感謝状等 | 教育総務課長 | 1 |
| 登米市教育委員会（教育事務所名）印 | 3 | 古印 体 | 方24 | 教育事務所名で発する 文書 | 教育事務所長 | 9 |
| 登米市立（幼稚園名）印 | 4 | 古印 体 | 方24 | 幼稚園名で発する文書 | 幼稚園長 | 14 |
| 登米市立（幼稚園名）印 | 5 | 古印 体 | 方30 | 表彰状、感謝状等 | 幼稚園長 | 14 |
| 登米市立（学校名）印 | 6 | 古印 体 | 方24 | 学校名で発する文書 | 学校長 | 32 |
| 登米市立（学校名）印 | 7 | 古印 体 | 方30 | 表彰状、感謝状等 | 学校長 | 32 |

2 職印

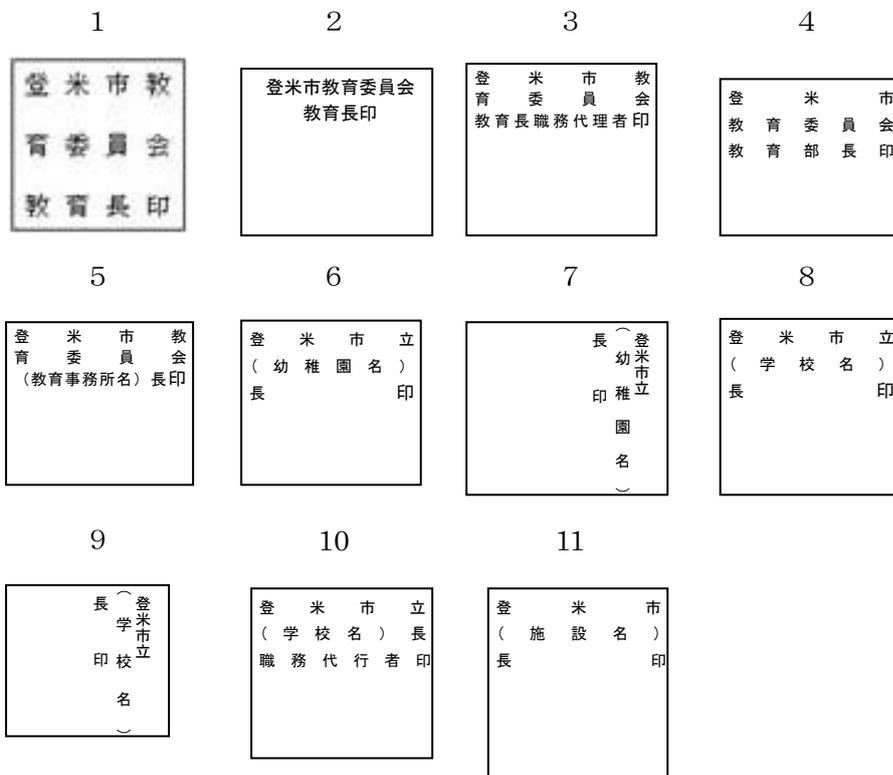
| 公印の名称 | ひな形 番号 | 書体 | 寸法 (mm) | 使用区分 | 保管者 | 個数 |
|------------------------|-----------|---------|------------|--------------------------|--------|----|
| 登米市教育委員会教育長印 | 1 | 古印 体 | 方24 | 教育委員会教育長名で 発する文書 | 教育総務課長 | 1 |
| 登米市教育委員会教育長印 | 2 | 古印 体 | 方30 | 表彰状・感謝状等 | 教育総務課長 | 1 |
| 登米市教育委員会教育長職務 代理者印 | 3 | 古印 体 | 方24 | 教育委員会教育長職務 代理者名で発する文書 | 教育総務課長 | 1 |
| 登米市教育委員会教育部長 印 | 4 | 古印 体 | 方18 | 教育委員会教育部長名 で発する文書 | 教育総務課長 | 1 |
| 登米市教育委員会（教育事務 所名）長印 | 5 | てん 書 | 方24 | 教育事務所長名で発す る文書 | 教育事務所長 | 9 |
| 登米市立（幼稚園名）長印 | 6 | 古印 体 | 方24 | 幼稚園長名で発する文 書 | 幼稚園長 | 14 |
| 登米市立（幼稚園名）長印 | 7 | 古印 体 | 方30 | 表彰状、感謝状等 | 幼稚園長 | 14 |
| 登米市立（学校名）長印 | 8 | 古印 体 | 方24 | 校長名で発する文書 | 学校長 | 32 |
| 登米市立（学校名）長印 | 9 | 古印 体 | 方30 | 表彰状、感謝状等 | 学校長 | 32 |
| 登米市立（学校名）長職務 代行者印 | 10 | 古印 体 | 方24 | 学校長職務代行者名で 発する文書 | 学校長 | 32 |
| 登米市（施設名）長印 | 11 | 古印 体 | 方18 | 施設長名で発する文書 | 施設長 | 9 |

別表第2（第5条関係）

1 庁印



2 職印



様式第1号中「管守者職氏名」を「管守者職名」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

報告第11号

専決処分の報告について（登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部を改正する告示について）

登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第3条第1項及び第2項の規定により、登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部を改正する告示について、下記のとおり専決処分したので報告する。

平成28年5月24日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

登米市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（平成27年登米市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号の改正規定を次のように改める。

第5条第1項第3号を次のように改める。

(3) 幼稚園 別表に定める額

第5条第1項第3号の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則の次に別表として次の表を加える。

別表（第5条関係）

| 園児の属する世帯の階層区分 | | 学校給食費の額 (年額) |
|---------------|--|------------------|
| 階層区分 | 定義 | |
| 第1階層 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯 | 0 |
| 第2階層 | 第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯 | 38,400円（1食 229円） |
| 第3階層 | 第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯 | 38,400円（1食 229円） |
| 第4階層 | 第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が48,600円未満の世帯 | 38,400円（1食 229円） |
| 第5階層 | 第1階層から第4階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯 | 38,400円（1食 229円） |
| 第6階層 | 上記階層以外の世帯 | 38,400円（1食 229円） |

備考

- 1 4月から8月までの間における第2階層の項から第5階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 4 園児の保護者と次に掲げる者（以下「兄弟等」という。）が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる学校給食費の額とする。
 - (1) 園児の保護者に監護される者であって、二十歳に満たないもの（園児の年長者である者に限る。）
 - (2) 園児の保護者に監護されていた者であって、二十歳以上であるもの（前号に掲げる者であった者に限る。）
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、園児の年長者であって、園児の保護者の直系卑属であるもの

| 兄弟等の数 | 学校給食費の額（年額） |
|-------|-------------|
| 1人 | 19,200円 |
| 2人以上 | 0 |

- 5 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる学校給食費の額とする。
 - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者
 - (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定す

る要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう。

| 階層区分 | 学校給食費の額（年額） | |
|------|-------------|-------|
| | 第1子 | 第2子以降 |
| 第2階層 | 0 | 0 |
| 第3階層 | 19,200円 | 0 |
| 第4階層 | 19,200円 | 0 |
| 第5階層 | 19,200円 | 0 |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 14 号

登米市スポーツ推進委員の委嘱について

このことについて、下記のとおり委嘱するものとする。

平成28年5月24日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

| No. | 氏名 | 性別 | 職業 | 新・再 | 任期 |
|-----|--------|----|------|-----|--------------------------|
| 1 | 千葉 江里子 | 女 | 無職 | 新任 | 平成28年5月1日 ～平成29年3月31日 |
| 2 | 佐々木 友之 | 男 | 土建業 | 新任 | 平成28年5月1日 ～平成30年4月30日 |
| 3 | 沼倉 祐幸 | 男 | 団体職員 | 新任 | 平成28年5月1日 ～平成29年3月31日 |

議案第 15 号

教科書採択資料作成委員会委員の委嘱について

このことについて、下記のとおり委嘱するものとする。

平成 28 年 5 月 24 日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

任期：平成 28 年 6 月 28 日～平成 29 年 3 月 31 日

| No. | 氏 名 | 性別 | 構成区分 | 所 属 等 | 新・再 | 備考 |
|-----|-------------------|----|--------|-------------------|-----|----|
| 1 | ちば おさむ 千葉 整 | 男 | 学校の管理職 | 石越小学校 校長 | 再任 | |
| 2 | むとう ゆうこ 武藤 裕子 | 女 | 学校の管理職 | 新田中学校 教頭 | 再任 | |
| 3 | もんま としゆき 門間 利幸 | 男 | 保護者代表 | 宮城県 P T A 連合会 理事 | 再任 | |
| 4 | ちば ともひろ 千葉 智浩 | 男 | 保護者代表 | 登米市 P T A 連合会 副会長 | 再任 | |

議案第 16 号

教科書調査委員会委員の委嘱について

このことについて、下記のとおり委嘱するものとする。

平成 28 年 5 月 24 日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

任期：平成 28 年 6 月 20 日～平成 29 年 3 月 31 日

| No. | 氏 名 | 性別 | 所 属 等 | 新・再 | 備考 |
|-----|------------------------|----|-------------|-----|----|
| 1 | やまのうち 山内 よしゆき 良行 | 男 | 宮城県立迫支援学校教諭 | 新任 | |
| 2 | あゆざわ 鮎澤 じゅんこ 純子 | 女 | 新田小学校 教諭 | 再任 | |
| 3 | ささき 佐々木 さちえ 幸恵 | 女 | 東郷小学校 教諭 | 再任 | |
| 4 | おいかわ 及川 みわ 美和 | 女 | 佐沼中学校 教諭 | 新任 | |